

平成28年第1回八千代町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年10月20日（木曜日）午前9時02分開会

臨時議会の告示

八千代町告示第115号

平成28年第1回八千代町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年10月14日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成28年10月20日
2. 場 所 八千代町議会議場
3. 附議事件

- (1) 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求め
ることについて
- (2) 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第4号）

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者	秋葉三佐男君	秘 書 課 長	谷中 聰君
総 務 課 長	鈴木 一男君	企画財政課長	野村 勇君
税 務 課 長	相田 敏美君	町 民 課 長	塚原 勝美君
福祉保健課長	青木 喜栄君	生活環境課長	内山 博君
産業振興課長	渡辺 孝志君	都市建設課長	生井 俊一君
上下水道課長	柴森 米光君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	鈴木 忠君	公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	青木 和男君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総 務 課 参 事	生井 好雄君
企 画 財 政 課 参 事	中村 弘君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉 松男	補 佐	小林 由実
主 幹	田神 宏道		

議長（大久保 武君） 公私ご多用のところご参集をくださいませ、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回八千代町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成28年10月20日（木）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 5 閉会中の継続調査の件

閉 会

諸般の報告

議長（大久保 武君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第 1 項の規定により、本臨時会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

次に、私のほうから議会議員研修視察の報告をいたします。

去る10月 4 日から 6 日までの 3 日間、議会議員研修視察として石川県津幡町、輪島市、富山県高岡市を研修視察してまいりました。

初日に訪問した津幡町では、定住促進の取り組みについて研修を行いました。津幡町は、石川県のほぼ中央に位置し、北陸の中核都市金沢市からは、いしかわ鉄道線で約10分、車なら国道 8 号線で約20分、北陸自動車道金沢東インターから10分足らずの距離にあります。町の面積は110.59平方キロメートルで、人口 3 万7,000人余りの町です。

津幡町でも全国的な傾向である少子高齢化がゆっくりではありますが、確実に進んできており、こうした傾向に歯どめをかけるべく子育て世代の人口増加を図るためにさまざまな定住促進の取り組みを行っています。

まず、自然増対策として婚活イベントを行う団体に対し、婚活支援事業補助金として

最大10万円を交付しています。

次に、社会増対策として結婚祝い金制度があり、町内に定住する新婚夫婦に対し祝いを最大10万円支給しています。

また、新規雇用促進奨励金制度として、事業所の新設、増設に伴い町民を新規雇用した事業者に対し、1人につき20万円支給しています。

その他、空き家バンク利用奨励金制度、農村定住奨励金制度、住宅取得等奨励金、三世代ファミリー同居等促進事業補助金があり、これら全制度の補助金支出総額は27年度決算で7,350万円とのことです。

担当者の説明では、多額の補助金を支給してでも定住を進めることにより税収の増加が望めるほか、活力とにぎわいの創出、地域産業の発展、コミュニティー機能の向上など人口増加がもたらすメリットは大きいと確信し、力を入れて取り組んでいるとのことでした。

次に、2日目は、輪島市にある道の駅千枚田ポケットパークを視察しました。この道の駅は、国道249号沿いに位置し、2011年6月11日に国連食料農業機関に世界農業遺産として認定され、能登の里山里海のシンボリックな存在である白米千枚田を眺める絶好のスポットになっております。また、輪島市のさまざまな情報を発信する場であり、地域特産品の販売も行っていました。自治体と道路管理者が連携して設置する道の駅の中でもアクセスが非常によく、かつ著名な観光資源を利用して成功した好例と言えるものでした。

3日目は、高岡市にある国宝、瑞龍寺を視察いたしました。瑞龍寺住職の説明では、昭和60年から10年の歳月をかけて荒廃していた寺の大改修を行ったそうです。多額の改修費用のための寄附金集めに大変苦勞されたとのことでした。当初、市や県へ協力をお願いしたものの全て断られ、改修は絶望的な状況であったそうであります。しかし、寺は地域の人々の心のよりどころであり、絶対に残さねばならないのだという強い信念のもと粘り強く交渉を続けた結果、ついに市や県から寄附金集めの協力を取りつけることに成功したそうです。そのことが後の民間からの多数の大口寄附にもつながり寺の大改修を実現し、さらには平成9年の国宝指定に至ったとの話に深い感銘を受けました。我々がまちづくりを進めていく上で困難に直面した際の住職の思考力や行動力をぜひ参考にしていきたいと考えております。

以上、研修の概要であります。議員各位には安心して子どもを産み育てることので

きる魅力あるまちづくりを進める上で、今回の研修成果を十分生かされますようご期待申し上げ、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大久保 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、7番、中山勝三議員、8番、生井和巳議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（大久保 武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

生井議会運営委員長。

（議会運営委員長 生井和巳君登壇）

議会運営委員長（生井和巳君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る10月13日、執行部から関係課長等の出席を求め、平成28年第1回八千代町議会臨時会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（大久保 武君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成28年第1回八千代町議会臨時会の会期を本日1日とするものであります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日とすることをしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第1号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第3、議案第1号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出とも1,599万5,000円を増額し、予算総額を80億8,463万8,000円としたものであります。

補正の内容は、茨城県西農業共済組合西側の町有地に積み上げている残土の搬出をするもので、その搬出に要する経費を9月30日付で専決処分したものであります。

その内容を歳入から申し上げますと、繰越金1,599万5,000円を増額し、歳出では総務費の総務管理費におきまして残土運搬業務委託料1,599万5,000円を増額いたしました。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） ただいまの残土運搬の件ですけれども、鏡ヶ池ゴルフ場跡地というのでしょうか、の買い上げが前提なのかお聞きいたします。

また、借地ということなのか。その借地に対しての契約はどのようになっているのかお聞きいたします。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） ただいまの5番、大久保弘子議員のご質疑にお答えさせていただきます。

ゴルフ場について、後の買い上げが目的であるのかということがまず1点と、もう1点は契約ですね、これがどのようになっているかと、このようなことであろうかと思えます。

まず、1点目のゴルフ場との関連性につきましては、この後の議案の中でゴルフ場の購入という案件もございますが、今回にこの先に決めました件につきましては、ゴルフ場というものをお借りするという形の中で搬出の場所と決定させていただいております。

契約につきましては、貸借契約を結んでおりまして、その中で無償で貸していただけると、このようなものでございます。

議長（大久保 武君） ほかに。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 専決処分の事項でございますので、1,500万円の数字の補正をしたと。これについて、基本的には専決処分は町長のいわば執行者の専権事項でありますから、これについてとやかく言う必要はありませんけれども、ただ私は、なぜこの土砂が町有地から今持ち出されているのか。議運では13日の日に説明があったときに、共済から29日のいわば共済まつりのために駐車場に、新日本段ボールからいわば強い風とか嵐等の先例等の中で、当社というか新日本段ボールにいろんな影響が出ているので、早く土をよけてもらいたいと、こういう話があったという説明だったわけですね。そうすると、専決処分における専権事項というのは、少なくとも国の条例とか通達とか、次の議会にいわば間に合わない。だから、職員のほうもあるいはまたいろんな事項等の中からさかのぼるわけにはいかないので専決処分をしたと、そういうのは多々あるわけですけれども、今回1,500万円の金が、入札を多分したのだと思いますけれども、議決案件で承認事項の5,000万円を超えていない部分でありますから、多分それは入札は正当に行われていると思いますので、それを執行調書を見せろとか、そういうことは言う必要はありませんけれども、ただなぜ今専決処分だったのか。

先ほど町長が言ったように、9月30日に専決処分を行っていて、なぜ議会に10月13日まで知らせられないで、今本会議で初めて専決処分の方向づけが見せられたわけですけれども、では1つ、管理業務ですから、私は企画財政ではなくて総務課があそこは管理しているのだと思いますので、このことが今大久保弘子議員が質問した、そして今野村課長が答えた。そうすると、そこに当然今土砂が、私も朝来るときダンプカーとすれ違ってぶつけられそうになりましたけれども、そういう中で昼夜休みなく搬入がさ

れていると。そうすると、基本的に今共済と新日本段ボールに要求されていたので、私らの考え方からすれば、そんなものは春から、あるいはまた9月の前からあったわけであって、その時点でもう、申し込みが9月に入ってからあったのかどうかわかりませんが、そういうものの中で処理すべきであって、専決処分なんかでやるような事案ではないと私は思うのです。

町長に1つお聞きしたいのですけれども、これ鏡ヶ池ゴルフ場に今搬入されて、今課長が言った賃貸で無償で借り受けたと。そうすると、この場所がもし今回なかったときはどう対応したのですか。なかったとき。どこか場所を見つけて、どこへも運動公園とか貝谷運動公園とか、そういうところに搬入して新日本段ボール、あるいはまた共済の祭りのために便宜を図ることも頭にあるのですか。ましてや議員が誰一人知らないで、先ほど控室で二、三人の議員からも、「俺ら知らないで赤っ恥かいた」と。「何やってんだ、おめえら知らねえのか」。俺たちがやれば必ず賛成するんだから、反対も二、三あったって、しょうがないというような話ではないよ。町民がみんな言っているのだもの。「鏡ヶ池ゴルフ場で今度何かやるの」。かみ砕いて説明するほかないですよ。

私が一番執行部に対して言いたいことは、専決処分を受ける中のあの事柄、いいのですよ、条例の話とか。国における省令とかいろんな話の中で専決処分をやらざるを得ないということはあれですけども、1,500万円の金が動く。そういうことの事をなした契約が何日に私は業者とやったかわかりませんが、こういうことで専決処分して、現場も動くからもし説明があったときは議員さんちゃんと話しておいてくださいよと。専決処分になれば近々に開きますからと、こういうことであるならば私は何もない。このことを私反対していると言っているのではないです。新日本段ボールのために、共済のためにと言っているのではないのです。順序があるでしょう。

だから、私が1つ聞きたいのは、鏡ヶ池ゴルフ場のあそこの一番端のほうに、五、六百メートルのところを毎日、五、六台が昼夜なくやって1,500万円分を今運んでいますけれども、これを今言ったように、もしあそこがなかった場合には、今回のような形で土砂を搬出しなかったのか。いや、どこか見つけてやるつもりだったのか、その1点だけ。今さら専決処分したものを細かく聞く必要はありませんから、その点だけ町長答えてください。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保議員の質問にお答えします。

なかった場合どうするのだという考えでございますが、先般の全員協議会で私はちゃんと説明したつもりでありまして、あそこは八千代町で郵便局の大久保荘司さんと誠之さんから買ってくださいと申し入れ書をもらっておりますので、当然あそこは八千代町で取得する、議会の議決を得て取得するつもりで今回そういうスキームでやったわけでございます、また共済組合、毎年貸しております。約5,000人、あそこに来ますので、毎年貸しているということでございます。残土等におかれましても、去年は残土をそのままにして、残土を持ち上げまして貸した経過がございます。今回は、筑西幹線道路の残土ということがございます。あそこ八千代町分、あるいは古河市分引き受けたということで、満杯になったということで、新日本段ボール、毎年冬になると車が真っ白くなってしまふということがございます。我々とすれば企業の拡張ということで、新日本段ボールに売ったわけでございますが、毎年何とかしてくださいということでございまして、今までもブルで上を均したり、また、冬場になると非常にほこりが立つということもございます。今回等におかれましても上を均して、また水でもまいて当分のげればいいのではないかと思いましたが、いくらか高くして駐車場にしますと危険性がありますので、今回専決処分という形でやったわけでございます。ひとつ議員さん方にもご了解をいただきたいと思えます。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 町長、付け焼刃のような話をしないでください。人をおちよくったような話を。私が言っているのはそれを言っているわけではないでしょう。なぜ専決処分を今やるのだという話をしているのでしょうか。それを今言った新日本段ボールとか、いろいろと共済の話は去年からわかっている話でしょう。そうでしょう。去年からわかっている話なのだから、でもぐーっとやらなかったと。私が聞いているのは、鏡ヶ池ゴルフの話は全協であなたが説明に来た。売りたいって売り込みに来たと言う。あの文書を見て私はそう思っていない。私の考えかもしれないけれども、町で買ってもいいから向こうから売りたいという、こういう書類つくってきてくれと、そういったことによつてこういうことが私は起きているのだというふうに私は思っています。私の推測だから、一人のたわごとで、それはいいのですけれども。ただ、私が言いたいのは、町長が言われるように、こういうことの専決処分というものの流れというものが、そういうことにするのではないでしょうと私は言っているのだよ。9月の議会でもできたでし

ようと。4月の当初でもできたでしょう。このことは昔からあったのだよ。だから私が聞いているのは、鏡ヶ池ゴルフ場のあの今埋めているあの場所、何平米かわからないけれども。

もう一つ担当者、誰が担当者かわからないけれども、1,500万円であれした立米、何立米あそこに搬出したのか。それをここまで1,500万円の銭が出てきたわけですから、何立米についてあの五、六百メートルのところに搬出するための設計単価見積もりをして、落としたのは1,500万円で落ちたようですが、これが何千立米なのか何万立米なのかわかりませんが、それも先お聞きします。

町長に先ほど言いたいのは、私が言いたいのは、なぜ専決処分やるのであれば9月30日にやらないで、なぜ9月の議会でやらなかったのですか。その後に何事が起きたのですか、私は聞きたいのです。ちょっとかかり過ぎだよ、町長。そんなにいいよ。意気込まないで。係、何立米だい。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） 13番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えさせていただきます。

先ほどのご質問は何立米かと、こういう話でありました。残土の見積もり量は1万7,500立米でございます。

（「1万7,500」と呼ぶ者あり）

企画財政課長（野村 勇君） はい。1万7,500立米でございます。

以上です。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 9月には残土の運搬等の話はいろいろありませんで、共済組合から、ぜひとも10月の28日までは残土置き場を駐車場として貸してくださいという、毎年貸しておりますが、再度の要望書が来たので、今回処理したものでございます。

また、新日本段ボール、毎年いろいろ残土のほこりが吹っ飛んでくるということでございますが、町としても、新日本段ボールは、工場の拡張ということで売却したわけですが、駐車場とは、私は工場の敷地の一部ということで売却したわけですが、毎年あそこは残土置き場として八千代町は確保しておりますので、何らか塀で

もつくらなくては、毎年新日本段ボールの会社へ車へ迷惑をかけるということでございます。今回等におかれましては、共済の要望、あるいはあそこへ5,000人ぐらい、毎年女性の集いということで毎年貸しておりますので、今回こういう措置をとったわけでございます。ご了解いただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 3回目なので、専決処分の後の話ですから、答えをもらうつもりもありませんので、ただ町長、議員ら、私ら含めて議員さん全部、1人や2人、いやそうではないという人もいるかもしれませんが、議会を完全になめ切った出来事だというふうにみんな思っていますよ。今あった説明は、私の質問に一つも答えてはいないですよ、共済が、28日までに。10月の29日のあの祭りのために。新日本段ボールが風や何かでほこりになって何か邪魔だから動かしてくれって、さっきから言っているでしょう。おとといやさきおととい起きた話ではないでしょうって。9月28、29日に起きた話ではないでしょう。4月1日に新年度始まった時点からもう共済組合は28日にやる事が決まっているのですよ。29日か。だから、何の日までという話になるのでしょうか。新日本段ボールは、職員なんかにも聞くと、毎回言われている。新日本段ボールだって考え方によってはちょっとおかしいところもある。八千代町が要望において町長が言ったように、工場拡張のためって、許可してみたら単なる駐車場だったけれども、それだけ広がった分だけそんなほこりが来たとか来ないとかという話ではないのですよ。

だから、私が言っているのは、その専決処分ではなくて、この予算で1,500万円であの土を動かしてやるタイミングというものを我々をばかにしている話だということです。4月当初もあったし、6月、9月の議会もあって定例で補正予算組めば、あるいはまたその前の話で、4月の当初予算で3月の議会で入れればよかったのではないですか。その間に急に起きたことではないでしょう、町長が今言ったような話は、いいと。毎年やっている。係は係でどの担当が係に来たのか知らないけれども、そこらもちゃんと議会に対して礼を尽くさないよ、とんでもないことになるよ。これまでの段階からすると話をするのは総務課長じゃないかと思った。あの土地の管理は企画財政が管理しているのか。どこで管理しているのだい。企画財政なら企画財政だって言えよ。総務課長なら総務課長だって言えよ。

私の考え方だけは申し述べたから、町長にあえて申し上げませんが、今の係の所管の課長は誰なのか、今の土砂が積まれている。土の部分においては、所管の課長は、

課はどこにあるのか、それだけ聞かせてくれ。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 13番、大久保敏夫議員のご質問にお答えします。

町有地の土地の管理でございますが、土地の管理につきましては、町有地ということで総務課、管財のほうで担当しておりますが、今回の残土につきましては、今後の公共事業等の推進する中で、企画財政課のほうで残土をあそこに堆積したというような経緯がございますので、上物についての答弁でございましたので、企画財政課のほうの課長に対応していただきました。

以上でございます。

議長（大久保 武君） ほかにありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 町長にお伺いします。

先ほども鏡ヶ池買い上げが前提でこの借地ということを契約をしたのですかという質問をさせていただきましたけれども、答弁の中では契約は無償で借りたということですが、無償で借りたということは、鏡ヶ池を買い入れるということがあつての無償化になったのですか。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保弘子議員の質問にお答えします。

買い上げを前提に、この間全協を開いたわけございまして、倒産後のあそこの問題等においては、倒産が4月だと思っているのですが、4月のあたりから我々としても常陽銀行のほうから、町で買って優良企業誘致に利用してもいいのではないかとということございまして、あそこの鏡ヶ池の最大の出資者の常陽銀行が町に申し入れた経過がございまして、できれば4月に解決すればよかった問題でございますが、あれから債権者会議3回、だんだん経過が最終的には9月になってしまったということございまして、町で買収、議会の同意を得て買収することになったわけでございます。いろいろ金額等においては、さらに議案第2号のほうで補正をしまして、それなりの値段で今回次の議会に、今皆さんに議決をお願いするわけでございます。ご了解いただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） ただいま町長から答弁いただきましたけれども、議案第2号に関連して買い上げが前提での契約で無償にという内容だと理解しました。専決処分事項ですけれども、そのように私は理解いたしました。

議長（大久保 武君） 11番、小島由久議員。

11番（小島由久君） 大久保弘子さんのほうから質問がありまして、質問の中で一応今言ったように鏡ヶ池を買い受ける前提として買い上げるということなのかという質問に対して企画財政課長のほうからは、正式に私は答弁していないと、このように思っておりますということが、後の第2号議案で説明しますということなので、やはり議員が一つ一つ質問したときに、この一つ一つの質問に対してちゃんと答弁をしていただきたい。それだけは要望しておきます。

議長（大久保 武君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第4号）

議長（大久保 武君） 日程第4、議案第2号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

ここで、議案第2号の補足資料を配付されたい旨の要請があったので、許可いたします。

(職員配付)

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 平成28年度八千代町一般会計補正予算(第4号)の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出とも1億円を増額し、予算総額を81億8,463万8,000円とするものであります。

補正の内容は、町がかねてより進めておりました工場誘致の受け皿となります工業系の土地の取得にかかわるものでございます。

その内容を歳入から申し上げますと、繰入金におきまして財政調整基金繰入金を1億円増額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、諸支出金で土地所得に向けて土地開発基金への繰出金として土地開発基金費1億円を増額いたします。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

また、詳細については、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(大久保 武君) 企画財政課長。

(企画財政課長 野村 勇君登壇)

企画財政課長(野村 勇君) 補足説明をさせていただきたいと思ひます。

お手元に配付させていただきました議案第2号補足資料、鏡ヶ池ゴルフ場跡地の土地購入に係る資金の流れというものをご覧いただきたいと思ひます。この説明は、お手元の補正予算(第4号)のものでございます。

一般会計の財政調整基金の平成27年度末の現在高は、決算時に説明させていただきましたが、9億1,350万2,000円でありました。この中から1億円を取り崩しいたしまして、矢印下の部分になります。一般会計に繰り入れをさせていただきまして、その後1億円を土地開発基金に繰り出すという流れでございます。土地開発基金の額を3億9,659万8,760円、このような額にいたしまして、この額をもって、この財源をもちまして有限会社鏡ヶ池ゴルフクラブ跡地、これを購入させていただくという、このような流れでございます。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 先ほどの専決処分との関連も含めた部分があるわけですが、これの流れの、今配られたものでいきますと、購入見積もりというか、3億6,100万円で7万九千九百幾らという数字を買い求めるという、先ほど私も言いましたけれども、申し出によりという流れでありますけれども、行政が一つのやる流れからしますと、多分先ほど町長のほうから常陽銀行からの申し出があったと、そういう流れからいきますと町、議会の理解を得るためには、できれば町から買うというのではなくて、買ってもらいたいというのを出してもらいたいという流れになって、私はこのことが進んでいるのだらうと思っています。そういう中で2つだけお聞きします。

1つは、3億6,100万円というこの数字がここに載せられているわけですが、これは今地権者であります、先日配付された申し出書の久保敏夫さん、あるいはまた久保誠之さんの個人所有なわけですね。この個人所有のものを町が購入するわけですが、これについて基本的に値段的に契約すべき、町長は次と言っていますから、多分12月議会を指しているのだらうと思いますけれども、そのときに購入議決をしてもらいたいということは、購入金額がお互いの中に1つ3億6,100万円という数字がここにあるわけですが、正式な契約をすべき金額というものがお互いの中に認識があるのかどうか、今の時点で、お互いが認識があるのか。いや、それでは売らないという話があるのかないのか、いやこのまま行くことになっているのだということなのか、まずそれを、その1点を1つはお聞きしたいと思います。

もう一つは、今回のこの土地の持っている性質というのものもあるわけですね。今回銭が足りないので、3億9,000万円まで基金を積み上げるわけですが、そうすると当然1つの物事が先ほどから言われているように、事業というものが展開していると。その事業は鏡ヶ池ゴルフ場のあの地域の中において、町長が選挙ごとに言っておった、蒔田のほうから若を通して菅谷地区の中において工業系に中で、あしたにでも工場が来るような一つの環境の整った土地なのだ。そういう用途地域のものなのだという形でありますけれども、今回鏡ヶ池ゴルフ場から久保敏夫さんと誠之さんから買い受けたその土地というものが、八千代町議会の同意を得て八千代町の名義になったと。その後、当然全員協議会のときに町長が言ったように、最後は県のほうへ土地が行くのだということがありますが、これから八千代町と地主との契約が成立してそれが支払われたと。支払わ

れた後において、このいわば土地の性格をもってして県に渡せる一つの作業というものは、どのようなことが行われなければ県に渡っていかないのか。あるいはまた開発公社に渡っていかねばならないのかというふうにも考えています。そして、先ほどから大久保弘子さんのほうからもありました土地の、先ほどの数字で言いますと1万七千何がしの土砂があと五、六日も仕事すれば完了するまでに運び込まれるわけですが、1万七千何がしの土砂というものがどういう評価になるのか。八千代町の財産だろうと思うのです、多分。これは3億6,100万円の土地売買代金、いや前後あるのでしょうか、多分。多分地主との金額がきれいに決まっているわけではないでしょうから、あの土地というものの土砂は、どのような価値を生み出して見積もって八千代町は売り上げ代金から引くのか。それとも、逆に始末代として逆にもうちょっと銭を上乗せして支払うのか。1億円の銭を財調から引き出して一般会計からきょうこちらへ持ち込むわけですから、基金のほうに。ですから、その3点だけお聞きしたいと思います。

1つは、先ほど言ったようにこの土地、土砂の問題も処理の部分は八千代町の財産としてどのような方向づけの中にいくのか。あるいはまた八千代町の名義になった後、この土地というものはどのような手順、最後は八千代町の土地の都市計画の審議委員会なども通らなければ多分渡っていかないだろうと思いますし、その前に金額というものがもう完全に定まっているかどうか、この3点だけ。係なら係で結構ですから、町長に答えてくれとは言いませんので、このことについてわかる担当課の課長かな、聞きたい。そのところはというところがあれば町長のほうからお聞きいただければありがたい。そういうことです。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） ただいまの13番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず最初に、1点目のこの個人所有地が町へ移動すると。その際の3億6,000万円について、ある程度の了解はできているのかと、これがまず1点目であったと思います。それにつきましては、大久保家のほうもある程度の理解はもう示されているということがあります。

そして、2点目の町の名義になった後どのような手続が踏まれるかという点についてでございますが、今後の予定につきましては、まず企業誘致を進める上で、まず都市計

画上の地区計画を策定する必要があるがございます。都市計画上の位置づけを行いまして、その後開発計画の許可をとるといふ、こういう大きな山があるわけがございます。これらは、町と県開発公社に協議委託ができれば共同で行うという手続になります。また同時に、肝心かなめの企業誘致活動も推進いたしますが、全力を挙げてこれについては取り組んでまいりたいと思います。

そして、大久保議員ご指摘のように、町としての手続としましては、地元に対しての説明会や、あるいは都市計画審議会での委員さんにもご説明などの細かい対応が求められてくるところであります。そのような手続を踏まえてまいりますと、町が購入したものを即座に使用できるということにはなかなかなりません、若干の期間を要すると、こういうことになります。

3点目の残土の評価というものでございます。先ほど説明の中で約1万7,000立米ということをお答えさせていただきました。あの残土は、筑西幹線道路の建設工事やあるいは日野自動車古河工場の拡張部分の農地の残土等が、後々の公共事業のためにストックされていたものであります。恐らく買いますと平米3,000円、4,000円、こういう金額になるかと思っております。したがいまして、1万7,000で3,000円で見積もりましても5,100万円、このような価値のある財産であるということになります。大久保議員ご指摘のように、この後公有財産を使いまして、できる限り安い価格で進出希望のある企業等に呼びかけをしないと、やはり金額の有利なところに行かれてしまう、こういうものがございまして、町としましては、このようなものも利用しながら、なるべく有利な条件で企業の誘致を進めてまいりたいと、このように思っておりますので、大変貴重な残土であると、このように思っております。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 3つの件について報告がありましたので、大体流れはわかりました。基本的にはこれが終了するまでやや1年ぐらいかかるのかなと、そういう認識で大体企画課長、いいのですよね。

それで、税務課長にちょっと、急に振って悪いのですが、この前の議会でも話が出たのですが、こういう形での土地の売買は、土地をお売りいただく方に対しての公共施設等においては、例えば学校敷地用地、道路の場合とか北総高校の土地に昔売った売らない、そういうのも含めて、個人の売買について、公共用地については5,000万円の特定の事業を目的としたものについては、5,000万円の税の免除が売り上げに対してであると。そ

うすると2名でありますから1億円については税の対象外と、そういうふうな解釈とか、いろいろあるのですが、この場合にはそういうものは適用されないのかされるのか、その点だけちょっとお聞きいたします。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 相田敏美君登壇）

税務課長（相田敏美君） 13番、大久保敏夫議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

土地を売買するときの税制上の措置の件かと思えます。今議員が申しますとおり、公共事業の買い取りの前に事業認定をとりますと税額がかからないという措置がございまして、それは事業認可をとって手続を踏まえてからの買収ということになるかと思えます。ここにつきましては、その進みぐあいがございまして、基本のお答えにさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 野村企画財政課長にちょっと1点だけ今、税務課長の後を受けて。事業認定というのですか、今。受けた後は、その時期というのは、先ほど言った都計審とかいろいろ含めた、いろいろ手続ありますけれども、タイムラグ的にはどのようなところを指すのですか。半年後になるのか、いや来月に出す、議会の後にすぐそれはそれに入るのか。そういう中で、どの時点でそういう対象。その対象に入らないと多分場合によっては所有権を移すわけにはいかないのでしょうかから、その時間的に何も3日、4日違った話でも構わない、1カ月や2カ月違って構わない。大体ここでそういうものの税の控除の対象物というのが、特定の事業認定ができるということになれば、そういうことだというふうに思いますが、公共用地という解釈が果たして本当に正しいのかどうか、この場合ね。だって、企業に売って先ほど言っているわけだから、特にここ、入り口の話をしているわけではないから、そういうことは後でテクニックの話だからだけれども、執行部のほうも入り込む必要性もないから、ただその時期はいつごろなのか、今税務課長が言う、このくらいの時間でそういう時期が迎えられるのか、それをお願いします。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） ただいまの大久保敏夫議員のご質疑にお答えさせていただきます。

公共事業の取得という場合、先ほど税務課長が申し上げましたのは、一般的な形の中で税の適用を受ける場合ということでありました。ご質疑の内容は、どのくらい前にということですが、私の記憶ですと公共事業の取得という形で租税特別措置法、土地収用法の適用を受けるのであれば、事業を開始する前ということであります。おおよその準備をする前に、まずはこの許可の租税特別措置法の適用の可能性を協議すると、このような法律の流れであったかと思いますが、それについて例えば3日前とか1週間前とか、そういう決まりは法律の中になかったと私は思っているのですが。

以上であります。

議長（大久保 武君） ほかに質疑はありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 個人所有のゴルフ場ですけれども、その跡地になるかと思われませんが、その買い入れの時期とかはお考えの中にあるのか。

また、企業誘致の見通しを持っているのか。2つ目。

3つ目は、町有化した後の管理はどうなるのか。誘致までの期間、どのくらいかかるのか、管理はどうなっているのか。町有化したときに企業誘致が時間が年月がかかるといふことであれば、その間のその敷地の管理を町でしなければならぬと思うのですが、その管理費についてはきちっとできているのか。どのくらいかかるのかというのをお聞きします。

また、4つ目ですけれども、企業誘致をするために県の開発公社との関係ですが、クリアしなければならないさまざまな手続があると思います。県の開発公社との約束はどうなっているのか。また、県の開発公社のその条件とはどういうものがあるのかということもお聞きいたします。

それから、民間で強い購入希望があるということもお聞きいたしましたが、町で3億6,000万円以上のお金を使って土地を購入することよりも、民間で購入するほうが高く売れるというような、そんな話もちょっと聞きましたけれども、町民の税金を使わなくてもいいのではないかと。

それから、この予算案では、一般会計、財政調整基金に1億円を積み増して土地を購入することであります。その町民の税金の使い方にも問題があるのではないかと。

と思いますが、いかがでしょうか。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） 5番、大久保弘子議員のご質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の買い入れの時期でございますが、これは現在の置かれた立場からしますと早急にとということでございます。

2点目につきまして、管理の問題であると思います。この間、先ほど1年ぐらいの期間を要する可能性があるという形で答えさせていただきましたが、その間の管理につきましては、町のほうが行わざるを得ないということでもありますので、早急にこちらも事業がうまく手続が運ぶよう努力しなければならないと、このように思っております。

それと、開発公社について、事業移管の見通しがあるのかということでございますが、これにつきましては、さきの全員協議会の中で町長が答えさせていただいたと思うのですが、実はこの話は平成24年に始まっておりまして、そのときからもう県の開発公社あるいは知事、そして県の企業局と、こういった形の中で事が始まっておりますので、当然にしまして協力をしてくれると、このような話ではございますが、これは話でありますので、その前にきちんと書類を交わしまして対応させていただきたいと、このように考えております。

それと、民間の購入希望との問題であります。私が聞き及ぶところによりますと、かなり高額の値段を持って大久保家のほうに訪れた企業があるということでもあります。ですが、大久保さんとしましては、町の将来のために使っていただきたいということで、書類を全員協議会のほうにお配りさせていただきましたが、あのような内容でいただいているものであります。

それと、基金の使い方でございますが、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、物事の順序を整理して重要な案件をやっていくというのが大切なことでもあります。行政の場合は優先順位を考える、このようなものの連続であるというふうに考えています。限られた財源の中で事業の優先順位を決め、その事業を行うに当たり決して福祉対策をおろそかにしているというわけではありません。この事業につきましては、将来の種であるというふうに理解しております。大事にしてためてきたお金を近い将来のまちづくりに生かしたいと、このように思うものであります。

固定資産税で申し上げますと、町全体の収入が12億円程度であると思います。これは、決算のほうでご説明させていただいたとおりであります。西山工業団地5社からの固定資産税の収入は2億円を超えているということで、全体の6分の1があつた工業団地から収入を得て町の福祉サービスを行っているわけでありまして、今3億6,000万円という大金をかけて土地を購入いたしますが、仮に企業誘致がかない5,000万円の税収があれば10年間で5億円と、このような数字でありますし、その先も継続するものであります。町民の方に安心して生活していただくため、福祉対策を講じる一方で、やがて来るであろう財源不足、そして高福祉対策の財源の確保、これは併せて進める必要があることからこのような考えに至ったものでございます。

それと、企業誘致の見込みでございますが、今現在このような取り組みが始まりまして、先ほど説明させていただいたとおり、事務の手續、法のクリアというものをこれからやっております。併せて企業誘致も当然、これが一番大事なところでありますので、これを積極的に進めてまいります。その際、町だけではどうしてもノウハウが不足いたしますので、県の開発公社等のお力をかりまして、優良で地元のための企業、こういったものを誘致すると、このような考えでございます。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ありますか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 大久保両議員から質疑されたように、重複する点もあろうかと思うのですが、いずれにしても公共用地の取得なのですが、単年度で税の場合は申告するわけですが、仮に1億円を相手方に払って残金の支払いがない場合は、税法上は申告しなくても年度内済むのかどうか、それがまず第1点。

それから、もちろん契約をすれば残金をいつ払うというような契約条項が出てくると思うのですが、その残金の支払いを大体どのくらい先に考えているか。売り主のほうとすれば少しでも高く、しかも売りたいというような、これはわかることですが、公共の人、町で買っていただければ税法上の優遇がされるということということで、町へという考え方もあろうと思いますので、全額支払いすれば八千代町の名義にしなければならないと思うのですが、それを八千代町の名義にしないまま、いわゆる県との接触して、県のほうの開発公社なりの登記が可能なのかどうか。本来であれば中間省略というのは、今の不動産取引法では認められていないで、売り主と買い主が決まれば登記をなさいというのがいわゆる原則なので、以前と違って中間省略は認めない状況なのですが、そう

いう方法もあるので、町が一応仮契約した形で残金支払いまでの期間を延長しておいて県の開発公社との取引によってすることも可能なので、そういう考えがあるかどうか。

それから、町が全くこれ何に使うという目的が現段階ないのですが、ないまま公共用地として税務署が認めるかどうか、その点を間違いなく売る人は税法上の優遇を受けたいということで町へ売りたいと思うので、後でのごたごたができてはいけないと思うのです。しっかりした立場でその契約をしていただきたいと、こういうふうに私から説明を受けた後、要望しておきます。

以上です。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 3回やっているの、ちょっと了解もraitたいのですが、よろしいですか。

議長（大久保 武君） はい。

13番（大久保敏夫君） 野村課長の説明の中で、ちょっと私には理解できない。議員さん方どう理解しているかわからないけれども、3億6,100万円で買ったものを、八千代町に企業が来て、固定資産税の流れの中でおきていくと西山工業団地だけでも2億円入ってきているのだから、その3億六千幾らの当初の分については、もとが5,000万円なのか800万円なのか1,000万円なのかかわからないけれども、すぐもととれるという解釈を、さっきの話でいくと3億6,000万円はすぐもととれるという認識で聞いてしまうわけ。解釈してしまうわけ。だけれども、私はここで確認しておきたいのは、3億6,100万円で仮に買って、それにプラスして、今いろんな人が言っているいろんな経費、1,000万円かかるのか2,000万円かかるのかかわからないけれども、それがプラスした金を県の開発公社に売ると。だから、八千代町がかけた金は、1年後の時点でその金についてはペイすると。プラ・マイ・ゼロで、それを乗せた金額を、自治体ですから、5,000万円儲けちゃうというわけにはいかないわけですから。今言ったように、かかった金は、最低県の開発公社等の中で払うと。全部回収すると。そこで一応ゼロになった時点で、その上に先ほど言われるように1年なのか2年なのかかわからないけれども、税が発生したときは、八千代町の固定資産税がふえるのですよと。5,000万円なのか2,000万円なのかかわからないけれども、もらえるのですよという解釈のほうが私は正しいと思うのですが、そこちょっと言ってくれますか。本当は税務課長が本当なのだけれども、さっき企画財政課長が言ったから、今の考え方みんな勘違いしているから、それをちょっと。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） ただいまの13番、大久保敏夫議員の話であります。ちょっと私も話が飛躍してしまいました。将来のことです。大久保敏夫議員が言われるように、流れとしましては、まずは3億6,000万円というかけたお金をペイすると、これが先決であります。そして、税収のほうはその次という形になります。

議長（大久保 武君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

（「討論はどっちの討論だい」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論ですか。

（「反対討論なら反対討論と先にやらせるよう言わない」と呼ぶ者あり）

5番（大久保弘子君） 反対討論。

議長（大久保 武君） 反対討論ですか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） 議長より許可をいただきましたので、討論をさせていただきたいと思います。

ただいま執行部及び町長のほうから答弁をいただきましたけれども、町民の大事な税金を、しかも財政調整基金という何にでも使える税金1億円、それを土地の開発に使うということが非常に問題なのではないかと思えます。そして、先ほどの答弁では、時期は早急に、そして誘致の見通しは積極的に進める、管理費はどうか具体的に示されませんで、1年ぐらいというお話でした。そして、土地開発公社との関係、見通し、仮の話という話もありました。平成24年から始まっているということですのでけれども、県の開発公社は、企業誘致あるいはさまざまな県の開発公社が示す条件がクリアされなければ、企業誘致がきちっと決まらなければ県の開発公社は手を出しませんよと、そういう

ような、問い合わせましたところ返事でした。

そして、討論に移させていただきたいと思いますが、民間で3億6,100万円よりももっと多額で買いたいというところがあるとお聞きしておりますが、町の税金を3億6,100万円、それ以上ですね、管理費やいろいろなものを計算すれば3億6,000万円以上になると思います。何千万円かかるかわかりません。そして、町が所有した段階で何年かかるかわかりません。その間の管理費、例えば草がぼうぼうになれば全部その土地を管理しなくてはならないですね。そういうのを何年かかるかわからない。そういう1年とは言うておりますが、本当にその1年で企業誘致ができて、町が全然町民の税金を使わずに誘致して県の開発公社が全部動いてくれるという保証があるのかという問題もあります。そういう中で、なぜ町民の多額の税金、4億円ですね、4億円近くのお金を使って買う必要があるのかというのがあります。結局さっき1つ目の議案に、泥を運ぶのに契約したけれども、ただでいいよという約束をしたと。それで結局それはゴルフ場を買い上げるという約束のもとで、前提だということです。そういう約束をもうしているわけですよ。それで今回の予算ということになりました。しかし、そんな民間の希望者があれば、何も税金を町民のお金を4億円も使わずともできるのではないですか。そういうふうに思います。素人考えかもしれませんが。

そして、大企業というか企業の誘致、見通しもはっきりわからない。その間の手続や管理費にどのくらいかかるかわからない。企業誘致、果たしてどれだけの人が定住する見込みがあるかわからない。企業が町に来たとしても、三、四十分の通勤圏から通勤する方も多いのではないのでしょうか。企業誘致のために多額な財源を使うよりも、実際現存する企業や町の産業の発展を支援したり、小中学校のエアコンの設置や就学援助金の繰り上げ支給など、教育予算や町独自の福祉用具などの無料化を進めるなど、福祉予算に有効活用をすることや、また生活道路や通学路の整備などもあります。基幹産業を初め特産品の開発や加工など、地元の資源を生かした事業発展の方向を支援することこそ真の地域活性化の道は開かれるのではないのでしょうか。この町に住んでいてよかったと思えるような施策を行うべきではないのでしょうか。この開発の路線は、安倍新成長戦略の中で人口減少社会が来るから大企業中心の成長戦略のギアを上げる必要があるという大もとの方針のもとで企業誘致を進め、言われておるものです。その中身に従って町が行うものだと思いますので、私は反対をいたします。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、宮本直志議員。

(12番 宮本直志君登壇)

12番（宮本直志君） 議案第2号です。きょうは財調から1億円を繰り入れるという議会であります。1億円の繰り入れに賛成をいたします。

ついでに言わせてもらえば、40年以上前だと思うのですが、西山工業団地、ひどい山だったのですけれども、あそこをもとの町長が開発行為を行いまして、随分時間はかかりましたが、今はきれいに土地も埋まってしまって、企業がたくさん来て町のために役立っております。そういうことで、ひとつこれは絶好のチャンスでありますので、ぜひともそちらのゴルフ場の跡地を町のほうで取得して、町発展のために大いに頑張ってもらいたいというふうに思います。

以上であります。

議長（大久保 武君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。この採決は起立により行います。

議案第2号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長（大久保 武君） 起立多数です。

よって、議案第2号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

議長（大久保 武君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（大久保 武君） 以上で本臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成28年第1回八千代町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時31分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 大 久 保 武

署 名 議 員 中 山 勝 三

署 名 議 員 生 井 和 巳